

## 地域づくり交付金とは

既存事業の補助金等を、各地区の地域自治組織（地区自治会長会又はまちづくり協議会）に一括して交付しています。

### 1. 交付金を導入した目的

- (1) 地域及び行政の事務の効率化を図る。
- (2) 地域の裁量による活動展開から、地域主体のまちづくりへ。  
地域課題の再認識、自主的な活動の展開、きめ細やかな予算執行による地域力の向上。  
地域の活動を公開することで、地域内外への情報発信が行われる事による新たな活動の展開。

### 2. 地域づくり交付金に算入した経費

- (1) 全地区対象  
自治会長会地区運営経費  
敬老事業経費（必須事業）  
防犯活動推進費
- (2) 該当地区のみ対象  
運営補助（事務局員雇用経費） 注1、注2  
施設管理支援 注3  
施設借上支援 注4

注1) 現時点でまちづくり協議会設立地区が対象。ただし、年度途中においてまちづくり協議会を設立したときは、月割計算により支払う。

注2) 運営補助を事務員等の人件費に充当可能で事業経費にも転用可。

注3) コミセンの無い地区で、県民交流広場事業が終了し、光熱水費が地区負担であること。

注4) コミセンの無い地区で、県民交流広場事業が終了し、施設賃借料が地区負担であること。

### 3. 交付金の対象となる事業

- (1) 必須事業  
敬老事業

単位自治会開催地区で敬老事業を実施されないときは、当該自治会分として交付した交付金を返還していただく必要があります。

- (2) 自主事業

公益的、社会貢献的な事業で地域課題や社会的課題の解決が図られる事業  
( コミュニティビジネスは、地域に活力を生むものであることから交付金の対象となる事業とします。)

### 4. 交付金の対象外となる事業

宗教活動、政治活動、選挙活動、その他反社会的活動又は公序良俗に反する活動

### 5. 交付金の対象外となる経費

項 目	内 容
報酬、賃金、報償費	会員・役員・事務局員への報酬、手当など 注) 運営補助は事務局員雇用経費として使用可能
食糧費	昼食代、慰労会、懇親会、反省会、研修会など会食を目的としたものなど ( 敬老会事業は除く )
交際費	祝儀、香料など
通信費	会員個人の携帯電話通話料など
保険料	火災保険、車両保険など( 活動時の参加者傷害保険は除く )
委託料	活動の大半が委託業務に依存するもの
使用料及び賃借料	会員の軽トラック、草刈り機、チェーンソー等の借り上げ料など
備品購入費	活動以外への転用度が高いもの( テレビ、冷蔵庫、電話など )
工事請負費	土地や工作物の造成、製造等
負担金	篠山市自治会長会への校区会費( 10,000円 )

## 6. その他

- (1) 地区に対して交付金を一括して概算払いします。
- (2) 地区が地区内の各種団体の取組を把握したうえで、交付金を地区内の団体へ助成することを可とします。(但し、実績報告において、助成を行った各種団体の事業実施がわかる資料の添付が必要となります。)
- (3) 地区が国、県、市等他の補助金との組合せにより事業を実施することを可とします。
- (4) 実績報告において、領収書の添付は不要です。ただし、地区において監査していただき、帳簿及び証拠書類等を5年間保存していただく必要があります。また、市は必要に応じ証拠書類等进行检查させていただきます。
- (5) 地域の自主的な活動の財源確保から余剰金の繰越を可とします。ただし、実績報告書により繰越額の明確化を図っていただく必要があります。(経常的な経費は繰越を認めていません。計画されていた事業が、何らかの事情で先送りになった場合のみ繰越を認めています。)
- (6) 地区が必須事業を実施しない場合は、必須事業に係る交付金の全部又は一部の返還をいただきます。